

畜舎等の建築等及び利用の 特例に関する法律

手引書

島根県農林水産部畜産課

目 次

1 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（畜舎特例法）の概要

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 畜舎特例法について | P. 1 |
| (2) 対象となる畜舎等 | P. 1 |
| (3) 畜舎建築利用計画の認定基準 | P. 2 |

2 畜舎建築利用計画の提出

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 畜舎建築利用計画の認定申請 | P. 3 |
| (2) 畜舎建築利用計画の認定に係る提出書類 | P. 4～5 |
| (3) 技術基準に係る事前審査について | P. 6 |
| (4) 工事完了届について | P. 6 |
| (5) 利用状況の報告について | P. 6 |
| (6) 申請・提出先 | P. 6 |

3 参考資料

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 建築基準法との比較 | P. 7 |
| ・ 畜舎建築利用計画の認定申請書記載例 | P. 8～19 |
| ・ 島根県畜舎建築利用計画の認定等に関する要綱 | P. 20～28 |

1 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（畜舎特例法）の概要

（1）畜舎特例法について

畜舎等の建築コストの軽減により、畜産業の競争力強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下、「畜舎建築利用計画」という。）の認定を受けた場合に限り、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築を可能とする「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下、「畜舎特例法」という。）が令和4年4月1日に施行されました。

（2）対象となる畜舎等（法第2条第1項、省令第1条、第2条）

畜舎特例法の対象となるのは、次の畜舎及び堆肥舎となります。

また、市街化区域・用途地域外の地域の敷地に建築し、高さ1.6m以下の平屋で居住のための居室を有さない建築士が設計したものが対象となります。

区分	対象
畜舎	<ul style="list-style-type: none">・家畜を飼養する施設（乳牛舎、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵舎、肉用鶏舎、幼牛舎、育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎等）・搾乳施設・集乳施設（飼養施設に付随するもの）・飼養施設、搾乳施設若しくは集乳施設に附属する門又は塀・飼養施設、搾乳施設又は集乳施設の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは畜舎の一部として扱う
堆肥舎	<ul style="list-style-type: none">・家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの （袋詰めされた堆肥等の製品化したもののみを保管する倉庫は該当しない。 また、発酵槽、縦型コンポスト等の工作物は屋根及び柱若しくは壁がないため該当しない）・上記の堆肥舎に附属する門又は塀及び堆肥舎の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは堆肥舎の一部として扱う
保管庫	<ul style="list-style-type: none">・畜舎又は堆肥舎に付随する保管庫（倉庫又は車庫） <p>※付随するとは、畜舎・堆肥舎と①同一敷地内、②隣接する敷地内、③近接する敷地内に建築等するものであって、畜舎・堆肥舎等と一体的に利用すること</p>

(3) 畜舎建築利用計画の認定基準

畜舎特例法に基づいて畜舎等を建築する場合は、A構造畜舎又はB構造畜舎どちらかを選択し、畜舎等の利用の方法に関して定められた「利用基準」と畜舎等の敷地・構造・建築設備について定められた「技術基準」について記載した畜舎建築利用計画を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

なお、畜舎特例法を適用した畜舎等は、建築基準法が適用されないため、建築基準法による建築確認申請が不要となります。

構造	基準
A構造畜舎	[簡易な利用基準] + [建築基準法と同等の技術基準]
B構造畜舎	[標準的な利用基準] + [建築基準法より緩和された技術基準]

ア 利用基準の内容

○畜舎等における一日あたりの次第滞在者数及び延べ滞在時間が床面積に応じた数値以下であること。(B構造畜舎)

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0㎡～1,000㎡	8時間・人	4人
1,000㎡超～2,000㎡	16時間・人	8人
2,000㎡超～3,000㎡	24時間・人	12人
3,000㎡超～	32時間・人	16人

○午後10時から午前4時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠するものが0であること(A・B構造畜舎)

○災害時の避難に支障を生じさせないよう避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。(A・B構造畜舎)

○二以上の避難口が特定されていること。(A・B構造畜舎)

○定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保管すること。(B構造畜舎)

○A構造畜舎は、A構造畜舎であること(B構造畜舎も同様)を当該畜舎の見やすい場所に標示すること。

○B構造畜舎は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明すること。

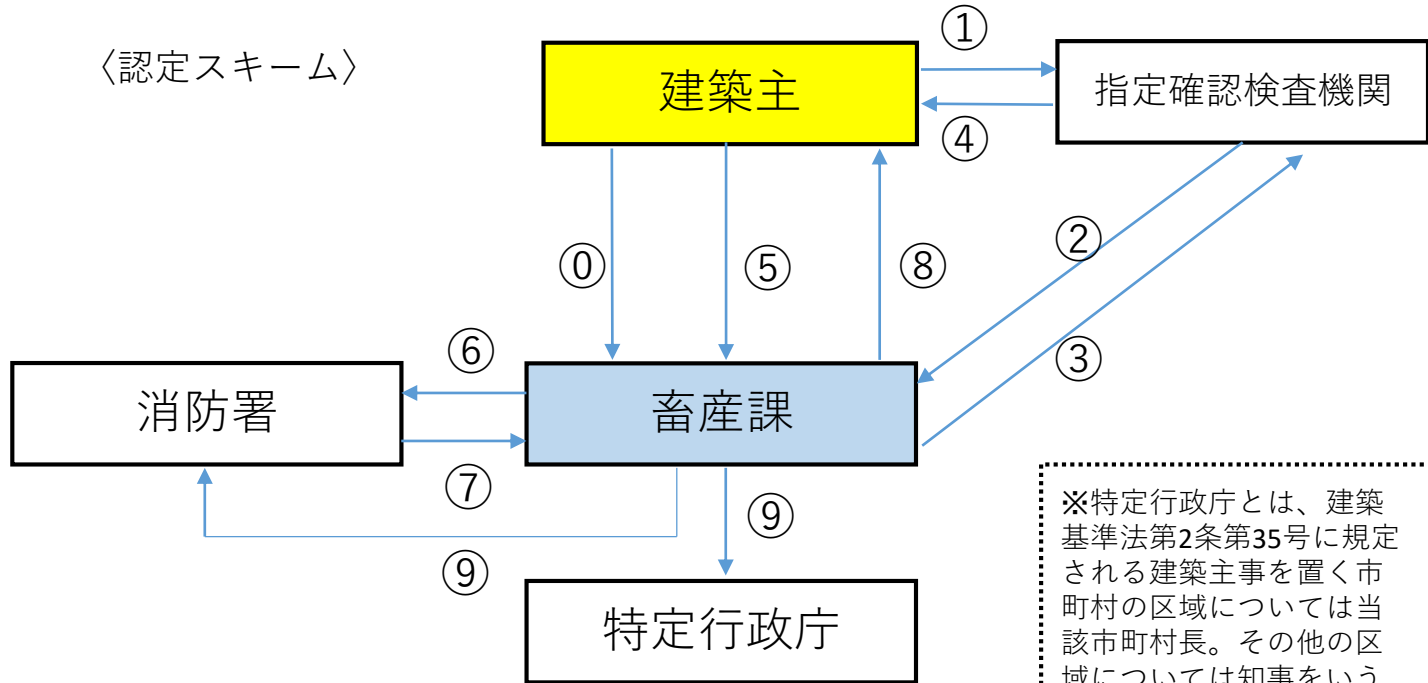
2 畜舎建築利用計画の提出

(1) 畜舎建築利用計画の認定申請

畜舎特例法に基づき、畜舎等の建築を行う場合は、共管省令様式第2号（畜舎建築利用計画の認定申請書）に畜舎建築利用計画及び添付書類を知事（島根県畜産課（以下、「畜産課」という。））に提出します。

具体的な認定までの流れは以下のとおり。

〈認定スキーム〉



※特定行政庁とは、建築基準法第2条第35号に規定される建築主事を置く市町村の区域については当該市町村長。その他の区域については知事をいう。
【県内の特定行政庁】
島根県、安来市、松江市、出雲市、雲南市、大田市、江津市、浜田市、益田市

①建築主は畜産課に事前相談

①建築主は指定確認検査機関に技術審査依頼

②指定確認検査機関は、畜産課に依頼案件が認定対象かどうか確認

③畜産課は内容確認し、指定確認検査機関に認定対象かどうか回答

④指定確認検査機関は建築主に適合証交付

⑤建築主は畜産課に認定申請

⑥畜産課は消防署に消防同意依頼

⑦消防署は畜産課に消防同意書交付

⑧畜産課は建築主に認定通知書交付

⑨畜産課は消防署及び特定行政庁に認定した旨を通知

※注 認定申請物件の延べ面積が3,000㎡以下の場合は、①～④、⑥、⑦は実施しない。

(2) 畜舎建築利用計画の認定に係る提出書類

畜舎建築利用計画の認定に必要な書類は以下となります。

提出書類	特例畜舎等 (3,000 ㎡以下)	特例畜舎等以外 (3,000 ㎡超)	明示すべき事項
畜舎建築利用計画の認定申請書 (共管省令様式第2号)	○	○	
住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類	○	○	(申請者が法人の場合は役員のもの)
定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	○	○	(申請者が法人の場合)
指定確認検査機関における適合証		○	・指定確認検査機関による技術基準に適合していることを証するもの
付近見取図	○	○	・方位、道路及び目標となる地物
配置図	○	○	<p>(特例畜舎等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別 ・土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ <p>(特例畜舎等以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別 ・擁壁の設置その他安全上適切な措置 ・土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ ・敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ・下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
平面図	○	○	<p>(特例畜舎等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位 ・間取り、各室の用途及び床面積 ・二以上の避難口の位置 <p>(特例畜舎等以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺及び方位 ・間取り、各室の用途及び床面積 ・壁及び筋かいの位置及び種類 ・開口部の位置 ・延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 ・二以上の避難口の位置

提出書類	特例畜舎等 (3,000㎡以下)	特例畜舎等以外 (3,000㎡超)	明示すべき事項
床面積求積図	○	○	・床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図又は断面図	○		<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・地盤面 ・申請に係る畜舎等の各部分の高さ
二面以上の立面図		○	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・開口部の位置 ・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
二面以上の断面図		○	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・地盤面 ・床及び屋根（天井がある場合は天井）の高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各部分の高さ
地盤面算定表	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ ・地盤面を算定するための算式
基礎伏図		○	
床伏図		○	
小屋伏図		○	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
構造詳細図		○	
構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書	○	○	
委任状	○	○	(代理者によって申請を行う場合)

(3) 技術基準に係る事前審査について

3,000㎡を超える畜舎等の認定申請を行う場合、技術基準に係る適合審査を受ける必要があります。

島根県では、事前に指定確認検査機関による適合審査を受けていただき、発行された適合証を畜舎建築利用計画の認定申請書に添付して申請していただきます。

適合審査に係る各申請書、手数料等については下記から御確認下さい。

【指定確認検査機関】

日本ERI株式会社 <https://www.j-eri.co.jp/>

なお、上記の指定確認検査機関で適合審査を受ける際に必要となる書類は下記のとおりとなります。

提出書類	備考
畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準等審査依頼書（1部）	E R I様式第1号（技術基準等審査依頼書類）
委任状又はその写し（1部）	代理人による申請の場合必要
畜舎建築利用計画の認定申請書（2部）	共管省令様式第2号
技術基準等審査に要する図書・書類（2部）	法律施行規則第64条に定める図書・書類
構造計算安全証明書の写し（2部）	建築士法第20条第2項により、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合に限り、提出が必要

(4) 工事完了届について

畜舎特例法では工事完了後、4日以内に完了届を提出します（省令第75条）。

(5) 利用状況の報告について

認定畜舎等の利用状況について、おおむね5年に1回知事に報告することとなっています（省令第91条）。

島根県では令和9年を初年として報告いただき、同年以降は、5年ごとに報告することとしています（島根県畜舎建築利用計画の認定等に関する要綱第8条）。

(6) 申請・提出先

畜舎特例法に関する申請先は下記となります。

申請にあたっては、事前に相談をお願いします。

〒690-8501

島根県松江市殿町1

島根県農林水産部畜産課畜産基盤係

TEL:0852-22-5135 FAX:0852-22-6043

mail:chikusha@pref.shimane.lg.jp

【建築基準法と畜舎特例法の比較】

	建築基準法 (特定畜舎 (告示))		畜舎特例法	
	※確認区域外に建設する場合について整理		A 構造	B 構造
建築確認	鉄骨200㎡以下	鉄骨200㎡超 要	3,000㎡以下	3,000㎡超
	木造500㎡以下	木造500㎡超 要		3,000㎡以下
完了検査	不要	要	不要	要
消防同意	不要	要	不要	要
構造計算	不要	要	要 (木造500㎡以下、 その他200㎡以下は不要)	要 (木造500㎡以下、 その他200㎡以下は不要)
基礎等の基準	建築基準法による		緩和	
安全係数	建築基準法による		安全係数1として緩和 (短期許容応力度=建築基準法における材料強度と同 値)	
高さ	高さ 13m以下 軒高 9m以下		高さ 16m以下 (軒高は設定しない)	
新法の技術審査			不要	不要
宿泊	就寝のための居室は有さない		不可	要
夜中の睡眠のための 滞在 (22時~4時)	可	可	不可	
滞在時間			制限なし	制限あり
避難訓練の報告			不要	要
避難方法の説明			不要	要
都市計画区域内の制限	立地の制限：市街化区域以外のみ対象 立地の制限以外：建築基準法による		立地の制限：市街化区域及び用途地域に属す畜舎は認定対象外 立地の制限以外：建築基準法による	

様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画の認定申請書

提出日を記載してください。

令和 年 4 月 1 日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は法令等に相違ありません。

申請者が2以上のときは、代表となる申請者について記載し、別紙に他の申請者について必要な事項を記載して添えてください。代理者によって申請を行う場合は委任状を添付してください。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※ 虚偽の記載により認定を受けた場合は、認定の取消しや罰則の対象となるため、注意してください。

畜舎建築利用計画

1. 申請者の概要

(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名： 農水 太郎

(2) 住所又は主たる事務所の所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

(3) 連絡先： 01-234-5678 ○○○○@maff.go.jp

電話番号及びメールアドレスを記載してください

2. 畜舎等の概要

(1) 数及び種類

①申請に係る畜舎等の数： 3

②申請に係る畜舎等の種類

・番号： 1

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

・番号： 2

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

・番号： 3

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

③申請に係る畜舎等の構造

・番号： 1

木造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

・番号： 2

鉄骨造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

・番号： 3

鉄骨造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

畜舎等が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記載してください。また、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記載して添付する方法でも結構です。(以下、同様)

(2) 工事施工地又は所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番1

都市計画区域内（市街化区域及び用途地域外）

準都市計画区域内（用途地域外）

都市計画区域及び準都市計画区域外

畜舎等の敷地が2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。

(3) 規模及び間取り

①番号： 1

②高さ： 10 m

③床面積：(申請部分 3,500 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 3,500 m²)

④間取り 居住のための居室を有しない。

畜舎等の最高の高さを記載してください。

①番号： 2

②高さ： 8 m

③床面積：(申請部分 1,500 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 1,500 m²)

④間取り 居住のための居室を有しない。

居住のための居室とは、居間、寝室、仮眠室等をいいます。

①番号： 3

②高さ： 5 m

③床面積：(申請部分 300 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 300 m²)

④間取り 居住のための居室を有しない。

設計者又は工事監理者が建築士事務所
に属していないときは、所在地は
それぞれ代理者、設計者又は工事監
理者の住所を書いてください。

3. 設計者等に関する事項

(1) 設計者

①代表となる設計者

イ. 資格： (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 111111 号

ロ. 氏名： 設計 ユウタ

ハ. 建築士事務所名： (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 222 号

ニ. 所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号 (株) 東京建築設計事務所

ホ. 連絡先： 01-234-5678

ヘ. 作成した設計図書： すべて

建築士事務所名を欄に書き切れない
場合は、余白に書いてください。

②その他の設計者

イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号

ロ. 氏名：

ハ. 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ. 所在地：

ホ. 連絡先：

ヘ. 作成した設計図書：

工事監理者又は工事施工者が未定の
ときは、決まった後、速やかに工事
着手前に様式第8号(軽微な変更に関
係する届出書)により届け出てくださ
い。

(2) 工事監理者

①代表となる工事監理者

イ. 資格： (一級) 建築士 (東京都知事) 登録第 333333 号

- ロ. 氏名： 工事 マコト
 ハ. 建築士事務所名： (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 444 号
 ニ. 所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 (株) 農水建築事務所
 ホ. 連絡先： 01-234-5678
 ヘ. 工事と照合する設計図書： すべて

②その他の工事監理者

- イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

工事施工者が2以上の時は、代表となる工事施工者について記載し、記入欄を追加して記載するか、別紙に必要な事項を記載して添えてください。

設計図書：

(3) 工事施工者

- イ. 氏名： 施工 タカシ
 業の許可 (東京都知事) 第 (般-1)
 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号
 01-234-5678

! 重要

項目4は床面積が3,000㎡を超える畜舎等に係る申請の場合のみ、記載してください。

畜舎等の敷地が存する都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火地域以外の区域、地域、地区又は街区を記載してください。なお、畜舎等の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記載してください。(例：建築基準法第22条指定区域、景観地区、○○地区計画地区等)

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項 (畜舎等に記載すること。)

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

①区域、地域、地区又は街区 (都市計画区域、準都市計画区域、防火地域以外)：

②道路

- イ. 幅員： 4.000 m
 ロ. 敷地と接している部分の長さ： 8.000 m

畜舎等の敷地が2m以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記載してください。

③敷地面積

- イ. 敷地面積： 9,000 ㎡
 ロ. 第45条第1項の規定による畜舎等の建蔽率： 60 %
 ハ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値： 60 %

規則第45条第2項に該当する場合には、同項の規定に基づき定められる建蔽率を記載してください。

③「ロ」、
「ハ」及び④
「ロ」は百分率を用いてください。

④建築面積

- イ. 建築面積：(申請部分 5,300 ㎡) (申請以外の部分 ㎡) (合計 5,300 ㎡)
 ロ. 建蔽率： 58.9 %

⑤認定等：

⑥備考：

- ・畜舎等及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等を受けた日付について⑤に記載するか、別紙に記載して添えてください。
- ・規則第46条第4項により同条第1項から第3項までの規定が適用されない畜舎等については、その旨を⑥に記載してください。

⑥備考：

(2) 畜舎等別の構造及び設備の概要

①番号： 1

②建築設備の種類

- 電気設備 ガス設備 給水設備 排水設備 換気設備 暖房設備
冷房設備 消火設備 排煙設備 汚物処理の設備

③屋根： ガルバリウム鋼板

④外壁： ガルバリウム鋼板

⑤軒裏： ガルバリウム鋼板

⑥便所の種類 水洗 くみ取り

⑦第19条又は第20条の規定の適用

- 第19条本文の規定に該当する畜舎等
第20条ただし書の規定に該当する畜舎等

⑧主要構造部が耐火構造等に該当する場合

- 耐火構造
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）
その他

⑨第26条の規定の適用

- 第26条第1号に掲げる畜舎等
第26条第2号に掲げる畜舎等
第26条第3号に掲げる畜舎等
第26条第4号に掲げる畜舎等
第26条第5号に掲げる畜舎等
防火地域 準防火地域
第26条第6号に掲げる畜舎等

⑩備考：

(3) 畜舎等の独立部分別概要

①番号： 1

1

該当するチェックボックスに✓マークを記入し、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が規則第69条に掲げる規定のうち、特定の規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

③から⑤までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

規則第19条本文又は第20条ただし書の規定を受ける場合に✓マークを記入してください。

第26条第5号の規定に該当する畜舎等である場合は、当該畜舎等の敷地が属する地域について、該当するチェックボックスに✓マークを記入してください。なお、畜舎等の敷地が2以上の地域又はわたる時は、それぞれの地域について記入してください。

⑨までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑩に記載するか、別紙に記載して添えてください。

申請に係る畜舎等（畜舎等の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該畜舎等の部分。）ごとに記載してください。

⑤までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑥に記載するか、別紙に記載して添えてください。

床面積： 3,500 m²
 構造： 木造 一部 造
 ⑤ 構造計算に用いたプログラムの名称：○○プログラム
 ⑥備考：

構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。

以降、様式に記載の内容をよく読んだうえで✓マークを記入してください。

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 番号： 1

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前零時から午前四時まで及び午後十時から翌午前零時までの間、作業を行う場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を算出する。

(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	その他	合計
滞在人数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞在時間	3 時間/人	2 時間/人	0 時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	12 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合計				26 時間

！重要

B構造畜舎等の場合に記載してください。

(A構造畜舎等の場合は不要。)

- ・実際に畜舎等で行う予定の作業時間及び作業人数を記載してください。
- ・延べ滞在時間：滞在人数×滞在時間
- ・合計：延べ滞在時間の合計

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000m ² 以下		8時間
<input type="checkbox"/> 1,000m ² 超2,000m ² 以下		
<input type="checkbox"/> 2,000m ² 超3,000m ² 以下		
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000m ² 超		

表の畜舎等の該当する床面積に✓マークを記入し、最大滞在者数及び延べ滞在時間の規定を満たしていることを確認したうえで、✓マークを記入してください。

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口を特定している。

申請書に添付する平面図に2以上の避難口を明示してください。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

様式第 1 号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B 構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

(1) 番号： 2

(2) 畜舎等の 1 日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの滞在者数を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B 構造畜舎等の場合)

申請に係る畜舎等が規則第 19 条本文又は第 20 条ただし書の規定に適用を受ける畜舎等である場合に、文の内容を確認し、マークを記入してください。

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計	時間			

通常時において、畜舎等における 1 日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4 人	8 時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8 人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を
存置しない。
- 2以上の避難口を特定している。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。
- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又は
その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

(1) 番号： 3

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない
場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞 在 人 数	0 人	0 人	0 人	2 人
滞 在 時 間	0 時間／人	0 時間／人	0 時間／人	2 時間／人
延べ滞在時間	0 時間	0 時間	0 時間	4 時間
合 計	4 時間			

- 通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を
次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input checked="" type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2以上の避難口を特定している。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。
- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

6. 申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 番号: 1

乳用牛、肥育牛、繁殖牛、肥育豚、繁殖豚、採卵鶏、肉養鶏 等

(2) 家畜の種類・頭数 (堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数)

①家畜の種類: 乳用牛

②頭数: 300 頭

フリーストール、繋ぎ飼い、ケージ飼い、平飼い 等

(3) 飼養形態 (飼養施設の場合): フリーストール

(4) 家畜排せつ物の処理方法: 堆肥化

堆肥化、乾燥、炭化・焼却、液肥化、メタン発酵、汚水浄化 等

(1) 番号： 2

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(1) 番号： 3

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 1

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和4年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和4年12月1日

(1) 工事種類

・番号： 2

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和4年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和4年12月1日

(1) 工事種類

・番号： 3

新築 増築 改築 柱を撤去する行為

(2) 工事着手予定年月日： 令和4年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和4年12月1日

8. その他必要な事項

(1) 法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令（家畜の飼養管理若しくは排せつ物の管理の適正化等に関する法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化等に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくは排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

に関する法令の遵守状況

申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等以外の建築物及びその敷地が畜舎等の敷地となっていないか、よく確認したうえで✓マークを記入してください。

(2) 畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人に

②住所：

③借主（法人にあっては、その役員）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

以下の法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している場合は、違反している法律の規定、違反している農場名及びその所在地を具体的に記載してください。

また法人であってその役員が違反している場合は、違反している者の氏名を備考欄に記載してください。

- ・家畜伝染病予防法
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・水質汚濁防止法
 - ・悪臭防止法
 - ・瀬戸内海環境保全特別措置法
 - ・湖沼水質保全特別措置法
- ※堆肥舎のみの申請の場合は記載不要です。

畜舎等の貸付けを行う場合に記載してください。

所有する他の建築物が建築基準法等の規定に違反することとなっていないか、よく確認したうえで✓マークを記入してください。

特例畜舎等（床面積が3,000㎡以下の畜舎等）が規則第48条第2項の規定の適用を受ける場合に、文の内容を確認し、✓マークを記入してください。

(3) 特例畜舎等が第48条第2項の規定の適用を受ける場合

第48条第2項の規定による都道府県知事の認定を受けたものである。

9. 備考

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル
- ② □がある場合は、該当する□は
- ③ 2.(1)②及び③並びに(3)、4.(2)、5.、6.並びに7.(1)は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 4.(3)は申請に係る畜舎等(独立部分が2以上ある場合においては独立部分。以下同じ。)ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

7(1)「工事種類」で「模様替」に✓マークを記入した場合は、模様替によってどのように作業の能率の向上が行われるかについて、9に記載するか、別紙に記載して添えてください。

島根県畜舎建築利用計画の認定等に関する要綱

制 定 令和4年4月1日 農畜第1462号
一部改訂 令和5年9月1日付畜第610号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定等の事務に関し、法及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省令、国土交通省令第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「指定確認検査機関」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18の規定により国土交通大臣又は知事が指定した機関で、規則第67条の規定に基づき畜舎建築利用計画の認定に係る技術基準の審査ができる機関をいう。

第2章 認定の手続き

(畜舎建築利用計画認定の申請)

第3条 法第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定又は法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた畜舎建築利用計画の変更の認定（以下「畜舎建築利用計画認定」という。）を申請しようとする者は、申請書の正本1通及び副本1通に、規則第64条第1項若しくは規則第72条第1項に定める図書を添えて、知事に提出しなければならない

(指定確認検査機関による技術基準の審査)

第4条 特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画認定の申請をしようとする者は事前に法第3条第3項第4号に掲げる基準への適合性について、指定確認検査機関の審査を受けなければならない。

(畜舎建築利用計画認定申請の添付図書)

第5条 規則第64条第1項の規定に基づき知事が必要と認める図書は、前条の審査を受けた場合においては、指定確認検査機関が交付する技術基準に適合している旨を証する書類（以下、「適合証」という。）の写しとする。

2 規則第64条第2項の規定に基づき知事が不要と認める図書は、適合証の写しを添付する場合においては、規則別表第3から別表第8に掲げる図書とする。

(畜舎建築利用計画認定申請の取下げ)

第6条 畜舎建築利用計画認定の申請をした者が、当該認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、認定取下げ届（様式第1号）の正本1通及び副本1通を知事に提出しなければならない。

(建築等の取止め)

第7条 認定計画実施者が認定に基づく畜舎等の建築を取り止めようとする場合は、建築取止め届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項による届出は、正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて提出するものとする。

第3章 その他

(利用状況の報告)

第8条 法第13条第1項の規定による認定畜舎等の利用の状況の報告は、令和9年を初年とする同年以後の5年ごとの各年の10月31日までに行うものとする。

(申請書等の提出先)

第9条 法、規則又は本要綱の規定に基づき、知事に提出する申請書、届出書及び報告書等は、畜産課長に提出するものとする。

(公表の方法)

第10条 規則第71条第3項及び規則第72条第5項の公表並びに法第16条第3項の規定による公表は、島根県ホームページに掲載する方法により行う。

(措置命令)

第11条 知事が、法第15条の規定に基づき必要な措置を命令する場合は、措置命令書（様式3号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 法第16条第2項の規定に基づき認定を取り消す場合は、認定取消通知書（様式4号）により行うものとする。

(承継認可の通知)

第13条 法第10条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく地位の継承等の申請を認可する場合は、認可通知書（様式第5号の1から3まで）により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、畜舎建築利用計画の認定等に必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は令和4年4月1日から施行する。

本要綱の改定は令和5年9月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（要綱第6条関係）（A4）

畜舎建築利用計画の認定取下げ届

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所
氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、島根県畜舎建築利用計画の認定等に関する要綱第6条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る畜舎等の所在地
- 3 取下げ理由

※ 受 付 欄			
※ 備 考		※ 処 理 欄	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第2号（要綱第7条関係）（A4）

認定畜舎等の建築取止め届

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所
氏名

畜舎建築利用計画に基づく次の畜舎等の建築工事を取りやめたいので、島根県畜舎建築利用計画の認定等に関する要綱第7条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号
第 号
- 2 畜舎建築利用計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る畜舎等の所在地
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 取止め理由

※ 受 付 欄			
※ 備 考		※ 処 理 欄	

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

措置命令書

第 号
年 月 日

様

島根県知事 印

次の認定畜舎建築利用計画について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第15条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号
- 2 畜舎建築利用計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る畜舎等の所在地
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定畜舎建築利用計画の認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第16条第2項の規定に基づき、下記の認定畜舎建築利用計画について、その認定を取り消しましたので、同条第3項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号
- 2 畜舎建築利用計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る畜舎等の所在地
- 5 理由

（※ 以下は、法第16条第2項第1号から第5号の場合に付す）

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号の1（要綱第13条関係）（A4）

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事

年 月 日付で申請のあった畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法第10条第1項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡及び譲受けについて認可しましたので、島根県畜舎建築利用計画の認定等に関する要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号
- 2 畜舎建築利用計画の認定年月日
- 3 認定畜舎等の所在地
- 4 認可申請者住所及び氏名
譲渡者 住所
氏名
譲受者 住所
氏名

合併認可通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事 印

年 月 日付で申請のあった畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法第10条第2項の規定に基づく法人の合併について認可しましたので、島根県畜舎建築利用計画の認定等に関する要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号
- 2 畜舎建築利用計画の認定年月日
- 3 認定畜舎等の所在地
- 4 認可申請法人の所在地及び名称
所在地
名称
所在地
名称
- 5 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所

様式第5号の3（要綱第13条関係）（A4）

分割認可通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事 印

年 月 日付で申請のあった畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法第10条第3項の規定に基づく法人の分割について認可しましたので、島根県畜舎建築利用計画の認定等に関する要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号
- 2 畜舎建築利用計画の認定年月日
- 3 認定畜舎等の所在地
- 4 認可申請者の所在地及び名称
所在地
名 称
- 5 分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所